**＜第８回　ＭＩＡアンケート＞**

\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*

総務省より昨年5 月に「令和3 年度固定資産の評価替えに関する留意事項について」の通知がありました。

本通知内には「法規制等により利用制限等のある土地の評価」として土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等の指定よる土地の利用制限等が土地の価格に影響を与える場合には、当該影響を適正に評価に反映させることとありました。

そこで、令和3 年度評価替えにおいて、どのような評価方針であるか教えて下さい。

\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*

**（必須項目）**　貴自治体名：　　　　　　　　　　　県　　　　　　　　　　　　　　　　　市役所 ／ 町役場 ／ 村役場

**（必須項目）**　部署名：　　　　　　　　　　　部　　　　　　　　　　　　　　課

**（必須項目）**　集計結果送信先メールアドレス：

◆ 　該当する選択肢番号・左側のチェックボックス『 □ 』を、『 ■ 』にしてください。また「その他」を選択された場合は、記入できる範囲で結構ですのでご回答をお願いいたします。

Ｑ１．

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）による規制区域として『土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）』にかかる補正を適用されますか？

＜選択肢＞

□ ① 所要の補正で筆あるいは画地毎に適用

□ ② 路線価の比準項目で対応

□ ③ 標準宅地の価格に反映済（特に個別補正はしない。）

□ ④ 該当する区域はなし

□ ⑤ そ の 他 （ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

 Ｑ１-１．

Ｑ１.において①を選択した場合、どのように所要の補正を適用されますか？

＜選択肢＞

□ ① 画地全体に対する規制区域の割合により段階的に補正

□ ② 画地に対する規制区域の割合が半部以上、半分以下の２段階で補正

□ ③ 画地の一部でも規制区域に指定される場合は一律に補正

□ ④ そ の 他 （ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

 Ｑ１-２．

差し支えなければ、実際に適用する補正率をご記入下さい。もしくは下記のＱ８．にデータを添付下さい。

 Ｑ２．

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）による規制区域として『土砂災害警戒区域(イエローゾーン)』にかかる補正を適用されますか？

＜選択肢＞

□ ① 所要の補正で筆あるいは画地毎に適用

□ ② 路線価の比準項目で対応

□ ③ 標準宅地の価格に反映済（特に個別補正はしない。）

□ ④ 該当する区域はなし

□ ⑤ そ の 他 （ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

 Ｑ２-１．

Ｑ２.において①を選択した場合、どのように所要の補正を適用されますか？

＜選択肢＞

□ ① 画地全体に対する規制区域の割合により段階的に補正

□ ② 画地に対する規制区域の割合が半部以上、半分以下の２段階で補正

□ ③ 画地の一部でも規制区域に指定される場合は一律に補正

□ ④ そ の 他 （ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

 Ｑ２-２．

差し支えなければ、実際に適用する補正率をご記入下さい。もしくは下記のＱ８．にデータを添付下さい。

 Ｑ３．

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地法）による規制区域として『急傾斜地崩壊危険区域』にかかる補正を適用されますか？

＜選択肢＞

□ ① 所要の補正で筆あるいは画地毎に適用

□ ② 路線価の比準項目で対応

□ ③ 標準宅地の価格に反映済（特に個別補正はしない。）

□ ④ 該当する区域はなし

□ ⑤ そ の 他 （ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

 Ｑ３-１．

Ｑ３.において①を選択した場合、どのように所要の補正を適用されますか？

＜選択肢＞

□ ① 画地全体に対する規制区域の割合により段階的に補正

□ ② 画地に対する規制区域の割合が半部以上、半分以下の２段階で補正

□ ③ 画地の一部でも規制区域に指定される場合は一律に補正

□ ④ そ の 他 （ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

 Ｑ３-２．

差し支えなければ、実際に適用する補正率をご記入下さい。もしくは下記のＱ８．にデータを添付下さい。

 Ｑ４．

航空法による規制区域にかかる補正を適用されますか？

＜選択肢＞

□ ① 所要の補正で筆あるいは画地毎に適用

□ ② 路線価の比準項目で対応

□ ③ 標準宅地の価格に反映済（特に個別補正はしない。）

□ ④ 該当する区域はなし

□ ⑤ そ の 他 （ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

 Ｑ４-１．

Ｑ４.において①を選択した場合、どのように所要の補正を適用されますか？

＜選択肢＞

□ ① 画地全体に対する規制区域の割合により段階的に補正

□ ② 画地に対する規制区域の割合が半部以上、半分以下の２段階で補正

□ ③ 画地の一部でも規制区域に指定される場合は一律に補正

□ ④ そ の 他 （ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

 Ｑ４-２．

差し支えなければ、実際に適用する補正率をご記入下さい。もしくは下記のＱ８．にデータを添付下さい。

 Ｑ５．

津波防災地域づくりに関する法律による規制区域として『津波災害特別警戒区域』にかかる補正を適用されますか？

＜選択肢＞

□ ① 所要の補正で筆あるいは画地毎に適用

□② 路線価の比準項目で対応

□ ③ 標準宅地の価格に反映済（特に個別補正はしない。）

□ ④ 該当する区域はなし

□ ⑤ そ の 他 （ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

 Ｑ５-１．

Ｑ５.において①を選択した場合、どのように所要の補正を適用されますか？

＜選択肢＞

□① 画地全体に対する規制区域の割合により段階的に補正

□ ② 画地に対する規制区域の割合が半部以上、半分以下の２段階で補正

□ ③ 画地の一部でも規制区域に指定される場合は一律に補正

□ ④ そ の 他 （ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

 Ｑ５-２．

差し支えなければ、実際に適用する補正率をご記入下さい。もしくは下記のＱ８．にデータを添付下さい。

 Ｑ６．

津波防災地域づくりに関する法律による規制区域として『津波災害警戒区域』にかかる補正を適用されますか？

＜選択肢＞

□① 所要の補正で筆あるいは画地毎に適用

□② 路線価の比準項目で対応

□③ 標準宅地の価格に反映済（特に個別補正はしない。）

□④ 該当する区域はなし

□⑤ そ の 他 （ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

 Ｑ６-１．

Ｑ６.において①を選択した場合、どのように所要の補正を適用されますか？

＜選択肢＞

□ ① 画地全体に対する規制区域の割合により段階的に補正

□ ② 画地に対する規制区域の割合が半部以上、半分以下の２段階で補正

□ ③ 画地の一部でも規制区域に指定される場合は一律に補正

□ ④ そ の 他 （ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

 Ｑ６-２．

差し支えなければ、実際に適用する補正率をご記入下さい。もしくは下記のＱ８．にデータを添付下さい。

 Ｑ７．

上記Ｑ１.からＱ６.以外で法律上の規制・制限等により規制区域が設けられ補正を適用するケースはありますか？　（例：がけ地条例補正など）

＜選択肢＞

□ ① 該当なし

□ ② 該当あり

 Ｑ７-１．

Ｑ７.において②を選択した場合、どのような補正を適用されますか？

また、差し支えなければ、実際に適用する補正率をご記入下さい。もしくは下記のＱ８．にデータを添付下さい。

 Ｑ８．

可能であれば、上記Ｑ１.～Ｑ７.までの補正内容が分かる資料を添付下さい。

以上、ご協力ありがとうございました。

**【個人情報の取り扱いについて】**

ご提供頂いた個人情報は、弊社の掲げる個人情報保護方針に沿って管理し、お客様の同意なく第三者に開示・提供することはございません。
詳細につきましては、総合鑑定調査ホームページ（<https://www.sogo-kantei.co.jp/>）内の個人情報保護方針をご参照ください。